IKCウォーターサーバーレンタルサービス『おいしい水の宅配便』利用規約

### 第1条 (規約の適用)

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク(以下、「当社」といいます。)は、当社の定める「IKCウォーターサーバーレンタルサービス『おいしい水の宅配便』利用規約」(以下、「本規約」といいます。)によりウォーターサーバーレンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供するものとします。

### 第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を、当社と本サービスの契約を締結している者(以下、「加入者」といいます。)の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、変更後の本規約に基づき行われるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

#### 第3条(本サービスの申込み)

本サービスの提供を受けようとする者(以下、「申込者」といいます。)は、本規約の内容を承認の上、本規約の規定に基づき、当社にサービス契約の申込み通知を行うものとします。利用契約は、本サービス申込み通知に対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

- 2. 前項の規定に関わらず、本サービスの申込みができる者は、神奈川県足柄下郡湯河原町、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県東伊豆町に在住している者で、ボトルウォーターの不在置きが可能な者に限ります。
- 3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第1項に規定する申込み通知を承諾しない場合があります。
- (1) 申込事項に記入・記載もれがあった場合、または事実と異なる記入・記載が判明した場合
- (2) 届け先への配送が困難な場合
- (3) 申込者が申込み時点で 20 歳未満であった場合
- (4) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
- (5) 申込み内容に虚偽の記載があった場合
- (6) その他、本サービスの契約締結が不適当であった場合
- 4. 前項の規定により、当社が本サービスの申込み通知を受領しなかった場合は、当社は、申込者に対し 当社の定める方法によりその旨を通知します。

#### 第4条(ボトルウォーター)

当社が提供する取扱商品は以下のとおりとします。

取扱商品 朝霧のしずくマイルド

2. 当社は、取扱商品の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

# 第5条(ウォーターサーバー)

当社にて指定したものを設置するものとします。

# 第6条(配送)

当社は、申込書に記載された所定の期間毎に所定の本数のボトルウォーターを定期的に配送します。

- 2. 初回配送については、ウォーターサーバーおよび2本以上のボトルウォーターの配送を行うものとします。
- 3. 加入者が、配送の次回配送をキャンセル(以下、このキャンセルをスキップといいます。)する場合、次回配送予定日の3営業日前までに当社所定の電話窓口へその旨の連絡をするものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、2回続けてのスキップはできないものとします。
- 4. 定期配送は同一の商品に限ります。
- 5. 定期配送日がゴールデンウィークや年末年始などの長期休暇に当たる場合、配送日を前倒しする場合があります。
- 6. 加入者は、配送方法の変更をする場合、変更予定日の3営業日前までに当社所定の電話窓口へその旨の連絡をするものとします。
- 7. ボトルウォーターのウォーターサーバーへの取付けは加入者にて行うものとします。

## 第7条(追加注文)

加入者が、ボトルウォーターの追加注文をする場合、当社所定の電話窓口へその旨の連絡をするもの とします。

- 2. 追加注文はボトルウォーター2本以上の注文が必要となります。
- 3. 当社は、注文を受けた際に配送日を確認します。なお、配送日は注文を受けた日の翌々日以降になります。

# 第8条(利用方法)

加入者は本サービスを利用するにあたり、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) ボトルウォーター、およびウォーターサーバーは、取扱説明書の利用方法に従って、保管管理に 注意の上安全かつ衛生的に利用するものとします。加入者が本規約、その他取扱説明書等、当社 の配布する書面に反した目的または方法で利用されたことにより発生した事故または損害につ いて当社は一切の責任を負いません。
- (2) ボトルウォーターは賞味期限(製造日より約半年)内に利用してください。
- (3) 空のボトルウォーターに他の飲料水等を注入することは止めてください。
- (4) 空のボトルウォーターは破損させたり異物を混入させたりすることなく、再利用できる状態で 返却してください。
- (5) 当社ウォーターサーバーで、他社のボトルウォーターを利用しないでください。
- (6) ウォーターサーバーを加入者以外の第三者へ貸与することはできません。
- (7) ウォーターサーバーを他の住所へ移転する場合は、契約内容の変更となりますので、当社所定の 電話窓口までその旨の連絡をするものとします。
- (8) その他、取扱説明書等記載の注意事項を遵守し、禁止事項は行わないでください。

- 2. ウォーターサーバーは設置後 6 年毎にクリーニングを行うものとし、それにかかわる費用は当社にて 負担するものとします。
- 3. 第2項に関わらず、以下の場合においては当該クリーニング費用「5,000円(税込5,500円)/回」を加入者が負担するものとします。
  - (1) 加入者が3カ月以上ウォーターサーバーを使用しなかった場合
  - (2) 加入者の都合によりウォーターサーバーを交換する場合
  - (3) 加入者が契約成立後1年未満に解約を行った場合

### 第9条(料金等)

料金等は、別表に定めるとおりとします。

- 2. 当社は別表に定める利用料金(以下、「利用料金」といいます。)を改定することがあります。この場合、当社は改訂の1か月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービスを利用している加入者にその旨を告知します。
- 3. ウォーターサーバーレンタル料はウォーターサーバーが設置された日の属する月の翌月より利用料金が発生します。
- 4. 加入者は、本サービスの請求明細書の発行を請求した場合には、発行手数料「100円(税込 110円)/月」を支払うものとします。

#### 第10条(契約内容の変更)

加入者は、本サービスの申込み時に通知したサービス内容等の変更がある場合には当社に通知するものとします。

2. 契約内容の変更は、変更の内容によって手続きに日数を要する場合があります。

# 第11条(加入者の支払義務)

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払 うものとします。

2. 前項の支払義務は、本サービスが解約または解除された後も有効に存在するものとします。

### 第12条(料金等の支払期限等)

当社は、第11条(加入者の支払義務)の規定により加入者が支払う義務を負う料金等について、支払期限を定めて加入者に請求します。

- 2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。
- 3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

#### 第13条(加入者が行う本サービスの解約)

本サービスの加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は解約希望日の 10 日前までに、当社所定の電話窓口まで連絡するものとします。解約の際はボトルウォーターおよびウォーターサーバーを当社に返却するものとします。解約時のボトル内残水およ

び納入済みの未使用ボトルの代金は返金いたしません。

#### 第14条(当社が行う本サービスの解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを解除することができるものとします。

- (1) 第11条(加入者の支払義務)に規定する料金等その他当社に対する債務の履行を行った場合
- (2) 申込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 本規約の規定に違反した場合
- (4) ケーブルテレビサービスの各規定に違反した場合
- 2. 当社は前項の規定により、本サービスを解除しようとするときは、解除の15日前までに通知します。

## 第15条(損害賠償の特約および免責事項)

次のいずれかに該当する事由により、本サービスの提供ができず、または提供が遅滞した場合、当社 は損害賠償責任を含む如何なる責任も負わないものとします。

- (1) 天災、事変、事故、事件、悪天候、交通事情その他の不可抗力に基づく場合
- (2) 法令などの制定や改廃、行政指導があった場合
- (3) 前各号のほか、当社の責によらずに本サービスの運営を困難とする重大事由が生じた場合
- 2. 当社が第 14 条 (当社が行う本サービスの解除) の規定により、本サービスを解除したことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3. 加入者が、本サービスにおいて、第三者に責任を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。加入者が、本サービスにおいて、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 4. 加入者が故意、または過失によりウォーターサーバーおよびボトルウォーター容器を破損もしくは紛失した場合、または内部に異物を混入する等当社が禁止した行為を行い、そのために修理またはクリーニングが必要となった場合は、当社は当該加入者に対して以下の金額の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

内容	損害賠償金	
紛失、全破損、修理不能	ウォーターサーバー : 37,000円	
再利用不能	ボトルウォーター: 3,000円	
破損、欠損等	修理および部品代実費	

5. 自然災害等の事由により、加入者が申込みしたボトルウォーターの製造が不可能、または著しく困難 な場合、当社は同等品の提供をもって代えさせていただく場合があります。

# 第16条(個人情報)

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

# 第17条(国内法への準拠)

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切に紛争等については、熱海簡易 裁判所または沼津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第18条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるもとします。

付則 この規約は2021年4月1日より施行します。

# 別表 1 利用料金

サー	-ビス品目	料金
ボトルウォーター	朝霧のしずく	1, 200 円(税込 1, 320 円) / 本
	朝霧のしずくマイルド	1, 200 円(税込 1, 320 円) / 本
ウォーターサーバーレンタ	 ル 料	1, 150 円(税込 1, 265 円) / 月